年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第73回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月1日(水) 14時から15時30分まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)津田部会長、板井部会長代理、武部委員、岡崎委員

(九州管区行政評価局)柏木事務室長ほか

4 主な議題

- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2)その他

5 会議経過

- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん 案1件を決定するとともに、2件について保険料の納付記録を訂正する必要は ないと判断した。

また、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせ ん案1件を決定した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月9日(木)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第六部会(第58回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月1日(水) 14時から16時15分まで
- 2 場 所:九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎)
- 3 出席者

(委員会)髙橋部会長、半田部会長代理、新庄委員、小島委員 (九州管区行政評価局)山内事務室次長ほか

4 主な議題

- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん 案2件を決定するとともに、2件について保険料の納付記録を訂正する必要は ないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月7日(火)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会(第59回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月1日(水) 14時から15時40分まで
- 2 場 所:九州管区行評価局調査室(福岡合同庁舎)
- 3 出席者
 - (委員会)牟田部会長、石立部会長代理、上村委員 (九州管区行政評価局)山内事務室次長ほか
- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案3件を決定するとともに、3件について記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月8日(水)に行うこととされた。

ý 支 責 : 事 務 室) 後日修正の可能性あり

年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第74回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月2日(木) 13時30分から17時まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
 - (委員会)山出部会長、田中部会長代理、堀江委員、米村委員
 - (九州管区行政評価局)落合事務室次長ほか
- 4 主な議題
- (1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) 口頭意見陳述
- (3) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん 案 2 件を決定するとともに、1 件について保険料の納付記録を訂正する必要は ないと判断した。

また、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、1件について記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

- (2)申立人の口頭意見陳述を実施した。
- (3)次回の部会は、平成21年7月9日(木)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第60回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月2日(木) 13時50分から17時まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)市丸部会長、大久保委員、渕上委員

(九州管区行政評価局)山内事務室次長ほか

- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、国民年金の1件について国民年金保険料の納付記録を訂正する 必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の2件について、資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月8日(水)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第八部会(第55回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月2日(木) 10時から11時まで
- 2 場 所:九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎)
- 3 出席者
 - (委員会)山本部会長、尾畠部会長代理、田村委員 (九州管区行政評価局)渡辺局長、山内事務室次長ほか
- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとの あっせん案4件を決定するとともに、9件について記録を訂正する必要はない と判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月10日(金)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第73回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月3日(金) 14時から15時55分まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)中島部会長、末松部会長代理、野田委員、中嶋委員 (九州管区行政評価局)渡辺局長、落合事務室次長ほか

4 主な議題

- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2) 部会として、国民年金の2件について国民年金保険料の納付記録を訂正する 必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとのあっせ ん案3件を決定した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月9日(木)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第76回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月7日(火) 13時50分から16時30分まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)藤井部会長、北原部会長代理、吉椿委員、片野委員 (九州管区行政評価局)柏木事務室長ほか

- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん 案1件を決定するとともに、1件について保険料の納付記録を訂正する必要は ないと判断した。

また、厚生年金保険の2件について、資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成21年7月14日(火)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第六部会(第59回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月7日(火) 14時から16時25分まで
- 2 場 所:九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎)
- 3 出席者

(委員会)髙橋部会長、半田部会長代理、新庄委員、小島委員 (九州管区行政評価局)渡辺局長、山内事務室次長ほか

- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん 案3件を決定するとともに、4件について保険料の納付記録を訂正する必要は ないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(2)次回の部会は、平成21年7月16日(木)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第61回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月8日(水) 13時50分から17時まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)市丸部会長、大久保委員、渕上委員 (九州管区行政評価局)渡辺局長、山内事務室次長ほか

- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとの あっせん案1件を決定するとともに、2件について記録を訂正する必要はない と判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月17日(金)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会(第60回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月8日(水) 14時から15時20分まで
- 2 場 所:九州管区行評価局会議室(福岡合同庁舎)
- 3 出席者
 - (委員会)牟田部会長、石立部会長代理、上村委員 (九州管区行政評価局)立花第七部会事務班長ほか
- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案 11 件を決定するとともに、2件について記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月15日(水)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第74回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月9日(木) 14時から16時まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)津田部会長、板井部会長代理、武部委員、岡崎委員

(九州管区行政評価局)柏木事務室長ほか

4 主な議題

- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2)その他

5 会議経過

- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん 案1件を決定するとともに、3件について保険料の納付記録を訂正する必要は ないと判断した。

また、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせ ん案1件を決定した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月15日(水)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第74回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月9日(木) 14時から15時45分まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
 - (委員会)中島部会長、末松部会長代理、野田委員、中嶋委員 (九州管区行政評価局)落合事務室次長ほか
- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2)口頭意見陳述
- (3)その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん 案 2 件を決定するとともに、 1 件について保険料の納付記録を訂正する必要は ないと判断した。

また、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、4件について記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

- (2)申立人の口頭意見陳述を実施した。
- (3)次回の部会は、平成21年7月16日(木)に行うこととされた。

文 責 : 事 務 室 ³ 後日修正の可能性あり

年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第75回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月9日(木) 9時30分から11時50分まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
 - (委員会)山出部会長、田中部会長代理、堀江委員、米村委員
 - (九州管区行政評価局)渡辺局長、落合事務室次長ほか
- 4 主な議題
- (1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん 案2件を決定するとともに、1件について保険料の納付記録を訂正する必要は ないと判断した。

また、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、4件について記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月17日(金)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第八部会(第56回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月10日(金) 15時から16時まで
- 2 場 所:九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎)
- 3 出席者
 - (委員会)山本部会長、尾畠部会長代理、田村委員 (九州管区行政評価局)山内事務室次長ほか
- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとの あっせん案5件を決定するとともに、2件について記録を訂正する必要はない と判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月16日(木)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第77回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月14日(火) 14時から16時20分まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)藤井部会長、北原部会長代理、吉椿委員、片野委員 (九州管区行政評価局)柏木事務室長ほか

- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、国民年金の1件について、国民年金保険料の納付記録の訂正は 必要ないと判断した。

また、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案 2 件を決定するとともに、 4 件について、記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月24日(金)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第75回)議事要旨

- 1 日 時: 平成 21 年 7 月 15 日(水) 14 時から 16 時 15 分まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)津田部会長、板井部会長代理、武部委員、岡崎委員

(九州管区行政評価局)柏木事務室長ほか

4 主な議題

- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2)口頭意見陳述
- (3)その他

5 会議経過

(1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金の3件について国民年金保険料の納付記録を訂正する 必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせ ん案 2 件を決定した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

- (2)申立人の口頭意見陳述を実施した。
- (3)次回の部会は、平成21年7月23日(木)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会(第61回)議事要旨

- 1 日 時: 平成 21 年 7 月 15 日(水) 14 時から 15 時 25 分まで
- 2 場 所:福岡合同庁舎共用第8会議室(福岡合同庁舎)
- 3 出席者

(委員会)牟田部会長、石立部会長代理、上村委員 (九州管区行政評価局)山内事務室次長ほか

4 主な議題

- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、3件について記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月21日(火)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第75回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月16日(木) 13時55分から15時20分まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)中島部会長、末松部会長代理、野田委員、中嶋委員 (九州管区行政評価局)落合事務室次長ほか

4 主な議題

- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2) 部会として、国民年金の2件について国民年金保険料の納付記録を訂正する 必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の4件について、資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月24日(金)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第六部会(第60回)議事要旨

- 1 日 時: 平成 21 年 7 月 16 日(木) 14 時から 16 時 25 分まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)髙橋部会長、半田部会長代理、新庄委員、小島委員 (九州管区行政評価局)山内事務室次長ほか

- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、国民年金の3件について国民年金保険料の納付記録を訂正する 必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月23日(木)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第八部会(第57回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月16日(木) 15時から16時まで
- 2 場 所:九州管区行政評価局調査室(福岡合同庁舎)
- 3 出席者
 - (委員会)山本部会長、尾畠部会長代理、田村委員 (九州管区行政評価局)田中第八部会事務班長ほか
- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、厚生年金保険の脱退手当金等の記録を訂正する必要があるとの あっせん案4件を決定するとともに、2件について記録を訂正する必要はない と判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月24日(金)に行うこととされた。

ý 支 責 : 事 務 室) 後日修正の可能性あり

年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第76回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月17日(金) 14時から17時まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
 - (委員会)山出部会長、田中部会長代理、堀江委員、米村委員
 - (九州管区行政評価局)落合事務室次長ほか
- 4 主な議題
- (1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん 案2件を決定するとともに、4件について納付記録を訂正する必要はないと判 断した。

また、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、2件について記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月23日(木)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第62回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月17日(金) 13時50分から17時15分まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)市丸部会長、大久保委員、渕上委員 (九州管区行政評価局)中野第五部会事務班長ほか

4 主な議題

- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとの あっせん案4件を決定するとともに、2件について記録を訂正する必要はない と判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月24日(金)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会(第62回)議事要旨

- 1 日 時: 平成 21 年 7 月 21 日(火) 14 時から 15 時 40 分まで
- 2 場 所:九州管区行政評価局調査室(福岡合同庁舎)
- 3 出席者
 - (委員会)牟田部会長、石立部会長代理、上村委員 (九州管区行政評価局)立花第七部会事務班長ほか
- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、4件について記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月29日(水)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第76回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月23日(木) 14時から16時まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
 - (委員会)津田部会長、板井部会長代理、武部委員、岡崎委員
 - (九州管区行政評価局)柏木事務室長ほか
- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2)その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん 案4件を決定するとともに、3件について保険料の納付記録を訂正する必要は ないと判断した。

また、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、1件について記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月29日(水)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第77回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月23日(木) 14時から16時10分まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
 - (委員会)山出部会長、田中部会長代理、堀江委員、米村委員
 - (九州管区行政評価局)落合事務室次長ほか
- 4 主な議題
- (1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、国民年金の3件について、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の2件について、資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月31日(金)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第六部会(第61回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月23日(木) 14時から16時10分まで
- 2 場 所:九州管区行政評価局調査室(福岡合同庁舎)
- 3 出席者

(委員会)髙橋部会長、半田部会長代理、新庄委員、小島委員 (九州管区行政評価局)森永第六部会事務班長ほか

- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん 案2件を決定するとともに、3件について保険料の納付記録を訂正する必要は ないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月29日(水)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第78回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月24日(金) 13時50分から15時20分まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)藤井部会長、北原部会長代理、吉椿委員、片野委員 (九州管区行政評価局)柏木事務室長ほか

- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん 案1件を決定するとともに、4件について、保険料の納付記録を訂正する必要 はないと判断した。

また、厚生年金保険の1件について、資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月30日(木)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第76回)議事要旨

- 1 日 時: 平成 21 年 7 月 24 日(金) 14 時から 16 時 25 分まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
 - (委員会)中島部会長、末松部会長代理、野田委員、中嶋委員
 - (九州管区行政評価局)宮村第三部会事務班長ほか
- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2)口頭意見陳述
- (3)その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん 案1件を決定するとともに、1件について保険料の納付記録を訂正する必要は ないと判断した。

また、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、2件について記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

- (2) 申立人の口頭意見陳述を実施した。
- (3)次回の部会は、平成21年7月31日(金)に行うこととされた。

文 責 : 事 務 室 ³ 後日修正の可能性あり

年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第63回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月24日(金) 13時50分から16時45分まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)市丸部会長、大久保委員、渕上委員 (九州管区行政評価局)山内事務室次長ほか

- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとの あっせん案2件を決定するとともに、4件について記録を訂正する必要はない と判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年7月30日(木)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第八部会(第58回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月24日(金) 15時から16時まで
- 2 場 所:九州管区行政評価局調査室(福岡合同庁舎)
- 3 出席者
 - (委員会)山本部会長、尾畠部会長代理、田村委員 (九州管区行政評価局)山内事務室次長ほか
- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2)その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとの あっせん案2件を決定するとともに、3件について記録を訂正する必要はない と判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年8月5日(水)に行うこととされた。

文責: 事務室 後日修正の可能性あり

年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第77回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月29日(水) 13時30分から14時45分まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
 - (委員会)津田部会長、板井部会長代理、武部委員、岡崎委員
 - (九州管区行政評価局)柏木事務室長ほか
- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2)その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん 案3件を決定するとともに、1件について保険料の納付記録を訂正する必要は ないと判断した。

また、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案3件を決定した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年8月12日(水)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第六部会(第62回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月29日(水) 14時から17時まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)髙橋部会長、半田部会長代理、新庄委員、小島委員 (九州管区行政評価局)山内事務室次長ほか

- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2)口頭意見陳述
- (3)その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん 案 2 件を決定するとともに、 2 件について保険料の納付記録を訂正する必要は ないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

- (2)申立人の口頭意見陳述を実施した。
- (3)次回の部会は、平成21年8月19日(水)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会(第63回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月29日(水) 14時から15時10分まで
- 2 場 所:九州管区行政評価局調査室(福岡合同庁舎)
- 3 出席者

(委員会)牟田部会長、石立部会長代理、上村委員 (九州管区行政評価局)立花第七部会事務班長ほか

4 主な議題

- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2) 部会として、厚生年金保険の5件について、資格取得日等の記録を訂正する 必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年8月5日(水)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第79回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月30日(木) 13時45分から14時50分まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)藤井部会長、北原部会長代理、吉椿委員、片野委員 (九州管区行政評価局)柏木事務室長ほか

4 主な議題

- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん 案1件を決定するとともに、2件について保険料の納付記録を訂正する必要は ないと判断した。

また、厚生年金保険の2件について資格取得日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年8月4日(火)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第64回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月30日(木) 13時50分から17時まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)市丸部会長、大久保委員、渕上委員 (九州管区行政評価局)山内事務室次長ほか

- 4 主な議題
- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとの あっせん案5件を決定するとともに、1件について記録を訂正する必要はない と判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年8月5日(水)に行うこととされた。

年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第77回)議事要旨

- 1 日 時: 平成 21 年 7 月 31 日(金) 14 時から 15 時 55 分まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)中島部会長、末松部会長代理、野田委員、中嶋委員 (九州管区行政評価局)落合事務室次長ほか

4 主な議題

- (1)福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2)その他

5 会議経過

- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん 案1件を決定するとともに、1件について保険料の納付記録を訂正する必要は ないと判断した。

また、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、3件について記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年8月7日(金)に行うこととされた。

文責: 事務室 後日修正の可能性あり

年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第78回)議事要旨

- 1 日 時:平成21年7月31日(金) 14時から16時45分まで
- 2 場 所:年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
 - (委員会)山出部会長、田中部会長代理、堀江委員、米村委員
 - (九州管区行政評価局)落合事務室次長ほか
- 4 主な議題
- (1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他
- 5 会議経過
- (1)福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要 について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、 調査内容などに関する論議が行われた。
- (2)部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん 案1件を決定するとともに、3件について保険料の納付記録を訂正する必要は ないと判断した。

また、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、2件について記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3)次回の部会は、平成21年8月6日(木)に行うこととされた。